

砂川市選挙管理委員会告示 第26号

砂川市長選挙及び砂川市議会議員選挙における選挙運動費用の制限額
について

令和5年4月23日執行の砂川市長選挙及び砂川市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項の規定による選挙運動費用の制限額は、次のとおりである。

記

- | | |
|-------------|------------|
| 1 砂川市長選挙 | 4,242,600円 |
| 2 砂川市議会議員選挙 | 2,743,700円 |

令和5年4月15日

砂川市選挙管理委員会委員長 信太英樹